

令和 7 年 6 月に契約した一者随意契約の契約案件

※ 契約金額 1 3 0 万円（消費税込）超を公表

	番号及び名称
1	第90035号 西海市汚泥再生処理センター主処理機器改良工事
2	第66005号 防災行政無線施設保守点検業務委託
3	第16010号 市民課（標準化・共通化に伴うコンビニ交付システム改修業務）
4	第13061号 フロート弁・減圧弁点検整備業務委託

様式第6号（第14条関係）

工 事 番 号	第90035号
工 事 名	西海市汚泥再生処理センター主処理機器改良工事
工 事 場 所	西海市大瀬戸町雪浦小松郷地内
工事の種類	機械器具設置

請 負 人 住所・氏名	福岡県福岡市中央区荒戸2丁目1-5 月島JFEアクアソリューション(株)福岡支店 支店長 林 伊知郎 様
----------------	--

公 表 期 限	令和8年 6月30日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和7年 6月18日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	30,800,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 6月18日
	竣工年月日	令和7年12月14日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

当該施設のような廃棄物処理施設は、単一のメーカーの技術に基づいて設計施工された施設であり、主処理機器改良工事においてはシステム全体の設計条件や制約条件を考慮し、整備箇所以外との整合性を図ることが必要である。 上記の者は処理システム全体の整合性を図ることが唯一可能な当該施設のプラントメーカーであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、選定する。

契 約 内 容 一 覧 表(工事)

令和7年度

概 要
西海市汚泥再生処理センター施設内の機器改良工事を行い、突発的な故障を未然に防止し、安定した施設の運転を行えるようにするもの。 ●コンプレッサー ●砂ろ過塔 ●硝化槽バルブ ●データログ装置 ●二次脱水機用インバータ
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

業 務 番 号	第66005号
業 務 名	防災行政無線施設保守点検業務委託
業 務 場 所	西海市 地内
業務の種類	防災無線保守点検

請 負 人 住所・氏名	長崎県長崎市旭町1-20
	日本無線㈱ 長崎営業所
	所長 小池 剛 様

公 表 期 限	令和8年 6月30日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和7年 6月19日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	9,020,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 6月20日
	竣工年月日	令和8年 3月31日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

当該設備は機器構成や操作方法等がメーカー独自の仕様となっており、納入メーカーでなければ適切に業務が履行できない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用）
--

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和7年度

概 要
西海市同報系の保守点検業務を委託し、設備の正常な運用体制の確立を図る。、（同報系）…西海市内、親局設備；1局、中継局設備；4局、再送信子局設備；19局、屋外拡声子局設備；203局、遠隔制御設備；5局、J-ALERT；1局、非常用電源装置；5局
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

様式第6号（第14条関係）

委 託 番 号	第16010号
委 託 名	住記・税システムの標準化・共通化に伴うコンビニ交付システム改修業務
委 託 場 所	西海市役所（市民課及びサーバー室）及び受注者事業所
業務の種類	コンピュータ・システム関連業務

請 負 人 住所・氏名	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目14-1 富士フイルムシステムサービス㈱ 公共事業本部 西日本支店 支店長 足立 孝之 様
----------------	---

公 表 期 限	令和8年 6月30日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和7年6月10日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	5,060,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 6月10日
	竣工年月日	令和7年12月28日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

平成30年2月22日から稼動している証明書コンビニ交付サービス（令和5年2月1日リプレイス済）は、富士ゼロックスシステムサービス㈱（現：富士フイルムシステムサービス㈱）提供のクラウドサービスにてシステム構築を行っている。 他社と契約を行った場合、戸籍・住民票・印鑑証明・税証明との連携システムの再構築及び機器の購入が必要となり、高額な契約金額が必要となるため、現在のシステム設置業者である富士フイルムシステムサービス㈱と1者随意契約を行うものです。（システム構築ベンダーであり、他の業者では対応できないため。） 地方自治法施行規則第167条の2第1項第2号適用
--

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和7年度

概 要
標準準拠システムへの移行した後の住民票・印鑑証明書・税証明書のデータを再連携させ、コンビニ等に設置している端末で証明書発行が出来るようシステムの改修を行うものです。（戸籍・附票に関しては、別途契約済です。）※標準準拠システム移行、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を令和7年度末までに終了させる必要があります。※標準化対象業務、戸籍・戸籍の附票・住民基本台帳・印鑑登録・児童手当・子ども、子育て支援・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・就学・健康管理・児扶手・生活保護・障害者福祉・介護保険・国保・後期高齢者医療・国民年金、（住民基本台帳以下18項目は、総合行政システムを利用しているため、他社のシステムを利用しています。）
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

様式第6号（第14条関係）

業 務 番 号	第13061号
業 務 名	フロート弁・減圧弁点検整備業務委託
業 務 場 所	西海市内（西海・大島・崎戸・大瀬戸町）
業務の種類	水道機器取付業務

請 負 人 住所・氏名	長崎県佐世保市白岳町50-50
	松永エコライン(有)
	代表取締役 松永 祐三 様

公 表 期 限	令和8年 6月30日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和7年 6月 5日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	2,310,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 6月 5日
	竣工年月日	令和7年12月19日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

㈱森田鉄工所製のフロート弁及び減圧弁点検を行える業者が、県内で上記業者のみであり、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、水道施設維持管理に問題が生じる恐れがあるため、当業者を指名する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用）

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和7年度

概 要
円滑な水道供給を行うため、フロート弁と減圧弁の点検及び整備を行うもの。 ※フロート弁及び減圧弁は㈱森田鉄工所製 西海町：減圧弁2か所 大島町：減圧弁1か所 崎戸町：減圧弁1か所 大瀬戸町：フロート弁1か所、減圧弁9か所
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項